

発達保障とはどういうことか？ 丸山 啓史

1 「発達」とは？

(1) 「ヨコへの発達」という視点

「子どもたちに豊かな発達を」「障害のある人の発達保障を」というとき、私たちは何を実現しようとしているのでしょうか。発達保障について考えるとき、大切になるのが「発達」のイメージです。そもそも「発達」とはどのようなことなのでしょう。

通常、「発達」という言葉は、人間が質的に新しい能力を獲得していくときに使われることが多いと思います。「ハイハイしていた子どもがうまく歩けるようになった」「話す単語の種類が大きく増えた」「スプーンでなく箸を使って食事ができるようになった」「ひらがなを理解して書くようになった」「作業の段取りを自分で立てられるようになった」といったときに、子

どもの「発達」を感じることもあるかもしれませんが、それらのことは、確かに人間の「発達」を示すものであることが多いでしょう。しかし、発達保障が語られるなかでは、より高度な能力を獲得していくことにとどまらない、もっと幅広い「発達」のイメージがつけられてきました。

そのイメージを理解する鍵になるのが、「ヨコへの発達」です。能力の高度化という「タテへの発達」に対して、能力を発揮できる幅が広がることについて「ヨコへの発達」ということがいわれてきました。

茂木俊彦氏は、「能力のレベルは同じままだが、それを使う場面や相手がちがっても発揮できるようなった」という変化があれば、この変化もまた「発達」と見るべきだと考えられてきました¹と説明しています。「親には自分のほしい物を伝えられていた子どもが、保育士に対しても要求できるようになる」「特定の教師がいつしよなら給食を食べられていた子どもが、別の教師とでも給食を食べるようになる」といったことが、「ヨコへの発達」に当たるでしょう。いわゆる発達段階が進むということがなかったとしても、「ヨコへの発達」は無限にあり得るといえます。

このような「ヨコへの発達」によって、それまでに獲得した力や「タテへの発達」がさらに活かされると考えられます。たとえば、基本的な調理の技能を身につけることは、料理のレパートリーが増えることで、実際の食生活の充実につながるでしょう。また、言葉の力も、家族との間だけでなく、グループホームなどでも発揮できたほうが、本人の生活が心地よいもの

¹ 茂木俊彦「発達保障を学ぶ」全障研出版部、2004年。

になるはずですが。「気後れや自信のなさから黙ってしまふことの多かった人が、自分からグループホームの職員に話しかけるようになる」「一度言って相手に伝わらないとあきらめていた人が、あの手この手で粘り強く伝えようとするようになる」といった変化は、貴重な「発達」だといえるでしょう。

大切なのは、能力の高度化という側面だけで「発達」を考えないということです。何が「タテ」で何が「ヨコ」なのかを厳密に区別することや、「ヨコへの発達」という概念について細部にわたり議論することは、それほど重要なことではないでしょう。人間が自らの自由度を高め、生活を豊かにしていくための力を、より広い視野でとらえることが肝心です。

(2) 人格が豊かになること

発達保障を考えるとときの「発達」の内容は、能力の向上や拡大だけではありません。様々な力の獲得と無関係ではありませんが、気持ちの育ちや価値意識の深まりなど、人格が豊かになることも、「発達」の大切な内容として考えられてきました。

障害のある子どもの放課後活動を例にみても、日々の遊びや生活のなかでの気持ちの育ちが注目されていることがわかります²。ある指導員は、「太鼓の活動を始めた当初は離れて背を向けていた子が、三年目の舞台発表では最前列で叩く姿を見せた」ことを語っています。ここで指導員が喜んでいるのは、子どもが太鼓のスキルを身につけたことではないはずで、ほかの子どもと同じようにできたという形式的なことでもないでしょう。その子どもに自信が生まれ

たことや、仲間のなかでの安心感が育ったことを、共感的に喜んでいるのではないのでしょうか。また、別の指導員は、「スケジュールにとられがちだった子どもが、帰ってホットケーキづくりをするか公園でもっと遊ぶか迷った」ことを記しています。子どもが自分なりに考えて悩む姿が「とてもうれしかった」というのです。予定通りに行動できることではなく、気持ちの柔軟さのようなものが大事にされているといえるでしょう。

こうした人格的な側面は、どちらかといえば年齢の高い人の「発達」を考えるとときに、重要性が大きくなるかもしれません³。共同作業所づくりの取り組みのなかでは、「働くなかでたくましく」ということが言われてきましたが、これも人格的な「発達」に重点を置く言葉だといえるのではないのでしょうか。「草刈り作業を喜んでくれる人のために、しんどいけれどもがんばろう」という姿勢や、「失敗してしまっただけ、もう一度やってみよう」と思える強さなどが、「たくましさ」と表現されるのだと思います。また、「これは難しいから手伝って」と頼めること、「体調が悪いので今日は仕事を休もう」と判断ができることも、一つの「たくましさ」かもしれません。そして、「仲間とおしゃべりをしながら楽しく袋詰めをするようになる」「自分が織った布の手触りを満足そうに確かめ、作品を人に見せるようになる」といった姿は、人への関わり方や仕事への構えの充実を示しているように思えます。

このような人格的な豊かさに目を向けるということは、人間の内面を考えるとということでもあります。目に見えるスキルの獲得や向上ばかりが目標にされると、本人の気持ちや思いが軽視されていく可能性があるでしょう。一定の時間内に目標数の器を作れたかどうかといったこ

² 全国放課後連編「障害のある子どもの放課後活動ハンドブック」かもがわ出版、2011年。

³ 年齢の高い人について、新しい力の獲得が追求されなくてよいということではありません。また、人格形成の側面は子どもの発達を考えると、きにも極めて重要です。

とが評価され、作業のなかで本人が何を考えたのか、仲間と楽しく取り組めたのか、達成感はあるのかといったことが見落とされるかもしれません。人間の内面をとらえようとするときに、私たちは意識的になりたいと思います。

もつとも、能力の獲得と人格の形成とが、まったく別々に進むわけではありません。自分の力の伸びを実感したり、何かを達成したりするなかで、自信が育つということがあるはずですが、また、自分の仕事の意義を知り、自分の役割を認識できることが、誇りや責任感につながるかもしれません。力の獲得と人格の形成とは、統一的に考えられる必要があります。

(3) 生活・人生の幅の広がり

人間の「発達」とは、その人が自分らしい価値ある生活をつくっていく自由度が高まることだともいえるでしょう。そうした自由度に着目するものとして、経済学者のアマルティア・セーンらによって提起されてきた「ケイパビリティ」の考え方があります。健康に暮らせるか、親しい人と食事を楽しめるか、スポーツクラブに参加できるか、温泉巡りができるか、快適な布団で眠れるかなど、人が生きることに関わる無数の面での自由度について、「ケイパビリティ」という表現が用いられるのです。そして、発達保障をめぐる近年の議論のなかでは、この「ケイパビリティ」という観点に関心が向けられることがあります。

人が様々な力をつけ、「発達」を実現することは、生活・人生の幅を広げ、「ケイパビリティ」を大きくすることにつながるという考えでしょう。たとえば、電車やバスの乗り方を覚えたり、

迷ったときに道を尋ねられるようになったりすることで、より自由に出かけられるようになります。電話やメールで連絡をとったり、スケジュール調整をしたりできるようになることも、人間関係の自由度を高めます。ただし、交通機関の利用方法を身につけても、交通費が十分になければ外出の自由度は低くなりますし、行きたい場所が見つからなければ生活の幅はあまり広がられません。また、人と関わる力を高めても、仲間と集う場がなく、会いたくなるような友人をつくる機会が少なければ、人間関係の幅は狭くなるかもしれません。

一方で、個人の力がそれほど変化しない場合でも、「ケイパビリティ」を広げることにはできません。切符の買い方がわからなくても、同行して援助する人がいれば、行きたいところへ行くことができます。言葉でのコミュニケーションがうまくできなくても、その人を受けとめる障害者青年学級のような場が地域にあれば、すてきな仲間を見つけれられるかもしれません。個人が力をつけることを軽視してよいわけではありませんが、バリアフリーの状況、社会的支援のあり方、まわりの人の関わり方など、社会のあり方を考えていくことが同時に求められるのです。その両方の重要性に目を向けさせるのが「ケイパビリティ」の視点だといえるでしょう。

発達保障を考えるうえでも、同じように、生活・人生の幅の広がりとの関係で「発達」をとらえることが必要です。本人の生活・人生の充実という観点に立つことで、最も重視されるべき「発達」の内容がみえてくる可能性があります。同時に、社会的支援を整えるなどして、さらなる「発達」の土台になるような生活を実現するという視点も欠かせません。生活リズムの安定が心身の成長を促すということもあるでしょうし、生活のなかで伝えたい経験が積み重なる

4 スポーツをしなければいけない、温泉巡りをしなければいけないといったことではありません。「できる」という自由度が重視されているといえます。

5 荒川智「障害者の人権と発達をめぐる理論的課題」荒川智・越野和之・全障研研究推進委員会編「障害者の人権と発達」全障研出版部、2007年、など。

6 保育・療育・教育の場においてのみ「発達」が実現するものではありません。子どもも大人も、生活全体を通して「発達」していきます。だからこそ、あらゆる領域に共通して、発達保障が基本理念になるのです。

なかで伝える力が伸びるといふこともあるでしょう。

そして、生活・人生の幅の広がりという点では、「知ること」「わかること」や、様々な文化との出会いも大切です。障害児者の教育や支援においては、日常生活のなかで必要なスキルや、実用的に役に立つことに関心が集まる場合があります。しかし、「いろいろな動物のことをよく知っている」「世界中の料理のことに詳しい」「日食や月食の仕組みがわかる」といったことにも意味はあるはずです。知らなくても生活はできますし、わかったからといって急に生活が変わるわけではないかもしれませんが、「知ること」「わかること」によって生活・人生は豊かになります。また、「カメラに詳しくなり、写真を撮るのを趣味にしている」「ラテンアメリカ音楽が好きで、よく聴いている」「卓球が得意で、週末に仲間と楽しんでいる」といったことにも、「余暇を過ごすスキル」とどまらない価値があるのではないでしょうか。生活・人生と「発達」との関係について、広い視野で考えたいと思います。

(4) 魅力的な経験の価値

生活・人生の豊かさとの関係では、「ドキドキしながら、手にもったエサをウマにあげた」「修学旅行の夜、布団に入って友だちとおしゃべりした」「あの日のサッカーで、自分の出したパスからシュートが決まった」「初めての給料で弟とラーメンを食べた」「入院したら、好きな人がお見舞いに来てくれた」といった経験の価値を改めて確認したいと思います。そうした経験はそれ自体が魅力的ですし、印象深い経験に支えられて生きるということが人にはあり得ます。

様々な力がふくらむ、気持ちがあつ、生活の幅が広がるということとは重要ですが、そのような「変化」ばかりが直接的に追い求められると、日々の生活や実践が窮屈なものになってしまうかもしれません。

近年は、社会全体として、あらゆることに「変化」という形で目標や成果を求めようとする風潮が強まっています。乳幼児の遊びやおもちゃについてさえ、「楽しい」「おもしろい」ということ以上に、「脳の活性化につながる」「コミュニケーション能力があつ」といったことが売り文句にされます。学校や施設においても、「個別の指導計画」や「個別支援計画」の強調と結びつきながら、「目に見える成果」を求めようとする流れが強まっています。本人の生活・人生の豊かさにつながるような「変化」は大事ですが、客観的に評価できる特定の力を伸ばすことだけが重視されると、生活の幅がとて狭いものになるでしょう。「自信がつく」「人との関わりに柔軟さが生まれる」「表情が明るくなる」といった、客観的に明確な目標を立てるのが難しいことへの関心が薄れるかもしれません。

気持ちの育ちのような「目に見えにくい成果」の意味を確かめることはもちろん、「変化」ばかりを評価しようとする発想を根本的に問い直す必要があるのではないのでしょうか。私たち自身のなかにも、「変化」を生まない、生産的でない時間を過ごすことへの不安や恐怖があるように思います。「変化」につながる、何か意味のあることをしていなければ、時間を無駄にしているように感じるのです。そのような意識や感覚の背景には、競争的な環境のなかで「成長」「発展」や「効果」「成果」を求める社会状況があるのでしょうか。⁷

7 英国で「怠け者」誌の編集長を務めてきたホジキンソン氏は、そのような社会に疑問を投げかけ、「何もしないこと」「怠けること」のすばらしさを語っています。トム・ホジキンソン「怠けの哲学」ワイレンジブックス、2006年。

仲間と心地よい時間を過ごすこと、「楽しい」「おもしろい」と感じられる活動をする事、思い出に残るような魅力的な経験をする事が、それ自体として生活・人生の豊かさにつながるという視点を大切にしたいと思います。ただし、それは、いつも活発に楽しい活動をしているべきだということではありません。畳の上でごろごろしながらセミの鳴き声を聞いている時間があってもいいでしょう。こたつに足を突っ込んで、たわいない話をしていいのだと思います。さらさら光る池を見て立ち止まることもあるでしょうし、教室の窓から雲をぼんやり眺めていてもいいのかもしれませんが。ぶらぶらしたり、くつろいだりすることも、生活・人生の一部なのです。

魅力的な経験が散りばめられた生活を送るなかで、人は様々な力をつけ、人格を豊かにしていくことでしょう。魅力的な経験は、「発達」の源になります。充実した生活をつくること、「発達」をめざすことは、とても近いことだと思えます。しかし、たとえば花火を楽しむことで伸びる力があるとしても、日常生活においては、何かを学ぶために花火をするわけではないでしょう。「あるとき、あの子と、花火をした。きれいだった、楽しかった」という経験そのものの価値を認めたいものです。

発達保障がめざす「発達」は、生活・人生の豊かさと結び合わされた「発達」なのです。

2 発達保障と権利

(1) 本人の権利としての発達

一人ひとりが自らの力をふくらませ、人格を豊かにすることは、本来、人間の基本的な権利だといえます。発達保障をめぐっても、権利として発達をとらえる視点が大切にされてきました。

発達を権利としてみると、その権利の主体は当然その人自身です。私たちが発達を追求するのは、本人の生活・人生が豊かなものになることを願うからです。しかし、現実には、この当たり前のことが必ずしも当たり前になっていない面があります。たとえば、近年においても、社会保障費を抑制するという政策的観点から、一般就労への移行に向けた支援が重視されたり、学校教育においては「キャリア教育」が強調されたりしています。本人の要求からではなく、誰かほかの人の都合から、障害のある本人に「変化」を求める発想が、そこにはあるのです。もちろん、施設や学校の現場で障害児者に関わる人の大半は、障害のある本人がよりよく働き暮らせることを願っていることでしょう。社会保障費を抑えるためにがんばっているという人はほとんどいないと思います。それでも、実践が制度・政策から完全に自由でいられるわけはありません。気をつけていなければ、歪んだ制度・政策が実践に大きく影響するでしょう。

8 増山均氏は、スペインの教育や子育てに関する研究のなかから、「アニマシオン」という概念を紹介しています。スペインでは、「教え・学ぶ」という教育（エデュカシオン）と並んで、「イキイキ・ワクワクともに楽しむ」というアニマシオンが大切にされているといえます。増山均「アニマシオンが子どもを育てる」旬報社、2000年。